

様式第 7 号(第 15 条、第 17 条関係)

加資許第 45 号

許 可 証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇 1865 番地

氏名 ウム・ヴェルト株式会社

代表取締役 小柳 明雄

令和 4 年 2 月 16 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

事業所の所在地及び名称	加須市栄字六軒 368 番地 1 ウム・ヴェルト株式会社
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ) 特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条に定めるもの
収集運搬及び処分の区分	収集運搬業
処 分 の 方 法	—
事 業 の 区 域	北川辺地域及び大利根地域 特定家庭用機器再商品化法に係る指定引取場所
許 可 の 有 効 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
許 可 の 条 件	1 関係法令、市条例及び市の指示を遵守し、誠実に業務を行うこと。 2 業務に関する一切の行為について、その責任を負うこと。 3 営業区域については、許可時の区域に限る。 4 指定引取場所へ運搬できる市外の廃棄物は、裏面記載の排出元市町村から発生するものに限る。

令和 4 年 3 月 25 日

加須市長 大橋 良一



教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、加須市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)提起することができます。

排出元市町村
幸手市、杉戸町、久喜市、宮代町

市町村	事業年度	報告書提出月	提出枚数
幸手市	2023年度	4月	1枚
杉戸町	2023年度	4月	1枚
久喜市	2023年度	4月	1枚
宮代町	2023年度	4月	1枚
幸手市	2022年度	4月	1枚
杉戸町	2022年度	4月	1枚
久喜市	2022年度	4月	1枚
宮代町	2022年度	4月	1枚

一般廃棄物収集運搬業務実績報告書については、次のとおり提出すること。

- ・ 上半期分（4月～9月）は、10月10日までに提出すること
- ・ 下半期分（10月～3月）は、4月10日までに提出すること

※実績が無い場合についても、月ごとに1枚作成し、必ず提出すること。